

大間町「妊婦支援給付金」のご案内



1. 給付金の対象者

妊娠している方

※この制度では「医療機関により胎児心拍」が確認できたことをもって「妊娠」と定義しています。

流産・死産等の場合も支給の対象になります。その場合は、医療機関等において確認された日以降に届け出ることができます。

2. 支給額

①妊娠届出後（1回目給付）・・・5万円

②出生届出後（2回目給付）・・・出産した子どもの人数×5万円

3. 手続き方法

対象区分	申請に必要な物
【妊娠届出後（1回目給付）】	・妊娠届出書 ・妊婦連絡票 ・振込先の分かるもの（通帳など）
【出生届出後（2回目給付）】	・母子手帳 ・振込先の分かるもの（通帳など）

※申請時に指定された口座に振り込みます（おおむね1か月後）

☆よくあるご質問

①対象者の所得制限はありますか。

所得制限はありません。

②大間町に転入してきました。以前住んでいた自治体で給付金を受け取りましたが、大間町からも受け取ることは出来ますか。

この制度は全国一律の制度となっており、複数の市町村から二重に受け取ることは出来ません。ただし、「1回目給付」のみ転入前の自治体で給付を受けていて「2回目給付」の給付を受けていない場合で支給要件を満たした場合には、大間町で「2回目給付」を受け取ることが出来ます。

③妊娠届出後や出産後に転入出した（する）場合、給付金はどうなりますか。

申請日時時点で居住している市町村（住民票がある）に申請することができます。